平成２３年（フ）第６３１号
茨城県ひたちなか市松戸町２丁目10番11号　平沢住宅Ｆ号
債務者　クリステイーナ　フルリー
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６５８号
茨城県那珂市菅谷3015番地15
債務者　奥寺　静子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３２８号
茨城県稲敷郡阿見町南平台１丁目12番地18
債務者　大橋　直次
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３３３号
茨城県石岡市国府２丁目２番14号
債務者　細溝　良江
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８５号
茨城県猿島郡境町大字西泉田1279番地　泉コーポ２―11号
債務者　髙橋　道之
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３５１号
茨城県古河市下山町１番34号
債務者　島村うめ子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３５６号
茨城県古河市静町28番12号　グランハイツ須藤101号
債務者　大林　幸造
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３５９号
茨城県桜川市東飯田196番地１
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第５１１号
石川県野々市市二日市町386番地　宮本組寮、住民票上の住所新潟県妙高市大字関川2263番地５
債務者　新保　正清
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５４５号
金沢市円光寺２丁目８番18号　セブンⅡ101号室
債務者　安達　梨枝
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５７６号
石川県白山市四ツ屋町1100番地24
債務者　中崎　　勉
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５８６号
金沢市泉野出町４丁目３番27号　サンシャトー泉ケ丘303号室
債務者　西山久美子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２９０号
長野県松本市元町２丁目９番１号
債務者　本山すみ子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３２０号
長野県大町市大町4719番地11
債務者　藤澤　直子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２７５６号
名古屋市緑区神の倉２丁目610番地　ピアネーズ神ノ倉Ａ―302、外国人登録原票上の住所名古屋市緑区神の倉１丁目127番地
債務者　平沢夏子こと　裵　　夏信
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４７号
兵庫県神崎郡神河町中村100番地、従前の住所兵庫県洲本市安乎町北谷３番地１
債務者　谷浦　　博
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５８２号
奈良市川上町728番地
債務者　吉田　　望
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３２７号
広島市佐伯区海老園３丁目10番16―103号
債務者　新庄　　仁
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　広島地方裁判所民事第４部